

○広島修道大学早期卒業に関する国際コミュニティ学部細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学早期卒業に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、国際コミュニティ学部学生の早期卒業に関し必要な事項を定める。

(学内進学者の優秀な成績の基準)

第2条 規程第2条第2項における「学内進学者」の「優秀な成績」とは、卒業所要単位のうち、A以上の評価を受けた単位が100単位以上あることをいう。

(早期卒業の申出期日)

第3条 早期卒業を希望する者は、3年次前期の4月末日までに、その旨を国際コミュニティ学部長に申し出なければならない。

(学内進学者の早期卒業希望者としての要件)

第4条 規程第4条第2項に係る早期卒業希望者は、次の各号の要件を満たし、国際コミュニティ学部教授会において認められた者とする。

(1) 2年次終了時において、卒業所要単位に算入できる単位80単位以上を修得していること。

(2) 前号の修得単位のうち、A以上の評価を受けた単位が52単位以上あること。

(早期卒業の認定会議日)

第5条 早期卒業の認定会議は、毎年3月の卒業認定者判定会議と同日に行う。

(その他必要事項)

第6条 この細則に定めるもののほか、実施に必要な事項は、国際コミュニティ学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第7条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2018年3月1日に制定し、2018年4月1日から施行する。

2 この細則は、2023年4月5日に第2条を改正し、2023年4月1日に遡って施行する。
ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。